

表一3－2 修景基準（吉野川沿い）

建築物 外部意匠	位置	吉野川に面する建築物は、石垣上段の配置とし、歴史的風致と調和したものとする。
	高さ	2階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。
	構造	原則として、木造とする。
	形式	原則として、屋根は切妻とする。
	棟向き	原則として、平入りとする。
	勾配	周辺の伝統的建造物と調和させる。
	材料	粘土瓦（いぶし瓦）を使用とする
	軒	伝統的な町並みとして調和のとれたものとする
	樋	銅製又はこれに類するものとする。
	外壁	原則として、板張り及び漆喰仕上げとし、建築物全体の外観と調和したものとし、建具は木製とする。
	開口部	位置、形態及び仕上げは、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。建具は木製とする。
	基礎	周囲の伝統的建造物と調和させる。
	色彩	原則として、材質を生かした色彩とし、伝統的な町並みに調和したものとする。
設備機器等		通りから見えないような配置、形状とする。やむを得ず、通りに面して設ける場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ、着色を施し、外観上目立たないよう目隠しを行うものとする。
工作物	塀・石垣等	原則として、伝統的建造物群の特性を持ったものとする。